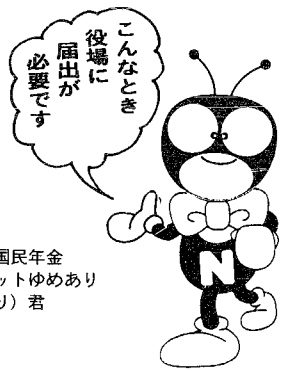


ゆめあり通信



新潟県国民年金
マスコットゆめあり
(夢あり)君

春は異動の季節です

確実な届出はあなたの老後を守ります

日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人は、国民年金に加入することになっています。職業などにより3つの種別に分けられ、本人や配偶者の就職・転職・退職などにより種別が変わります。種別が変わった場合は、そのつど、役場に届出をしなければなりません。あなたの大切な年金です。忙しくても届出は忘れずに！

第1号被保険者 <ul style="list-style-type: none"> ●日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の農林漁業者・自営業者・学生など及びその配偶者 ●国民年金の保険料は個人で納めます。経済的に納めることが困難な人のために保険料免除制度があります。 	第2号被保険者 <ul style="list-style-type: none"> ●厚生年金・共済組合に加入している会社員、公務員など ●国民年金の保険料は加入している制度がまとめて負担するので、個人で納める必要はありません。 	第3号被保険者 <ul style="list-style-type: none"> ●第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人 ●国民年金の保険料は配偶者(第2号被保険者)の加入している制度がまとめて負担するので、個人で納める必要はありません。
---	---	--

- 20歳になったとき**
- 第1号被保険者**
学生や無職の人なども20歳から加入し、保険料を納めます。厚生年金や共済組合に加入しているときは届出の必要はありません。
- 届出に必要なもの**
印鑑、20歳前に第2号被保険者になったことのある人は年金手帳
- 就職したとき**
就職し、厚生年金や共済組合の加入者となったとき。
第1・第3号被保険者↓
第2号被保険者↓
印鑑、年金手帳、健康保険証など
- 退職したとき**
退職し、厚生年金や共済組合の加入者でなくなったとき。
第2号被保険者↓
第1号被保険者↓
印鑑、年金手帳など
- 配偶者(第2号被保険者)に扶養されなくなったとき**
一定額以上の収入を得るようになり配偶者に扶養されなくなったときや、離婚したとき。
第3号被保険者↓
第1号被保険者↓
印鑑、本人と配偶者の年金手帳、健康保険証など
- 配偶者(第2号被保険者)が退職したとき**
配偶者が退職し、厚生年金や共済組合の加入者でなくなったとき。
第3号被保険者↓
第1号被保険者↓
印鑑、年金手帳など

保険料の納め忘れはありませんか？

国民年金の保険料は、役場から発行された納付書等により納めることになっています。忙しくて、毎月保険料を納めに行くのが大変という方は、口座振替をご利用ください。平成10年度分の保険料は、平成11年4月末日を過ぎると、役場から発行されたお手持ちの納付書

では納めることができなくなります。保険料の納め忘れが多くなると、老後の支えとなる老齢基礎年金はもちろんのこと、万一の場合の障害基礎年金や遺族基礎年金も受けられなくなることがあります。納め忘れの保険料は、早めに納めましょう。

国民健康保険からのお願い!!

国保の加入と届出

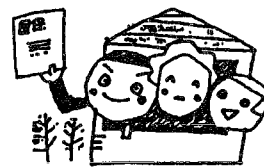
加入は世帯単位

国保へは世帯単位で加入し、加入の手続きは世帯主が行うことになっております。世帯主は自分の家族に異動のあったときは、14日以内に届けなければなりません。



届け出は14日以内に

加入や脱退、または家族に異動のあった場合などは、世帯主は必ず14日以内に国保の係へ届出なければなりません。



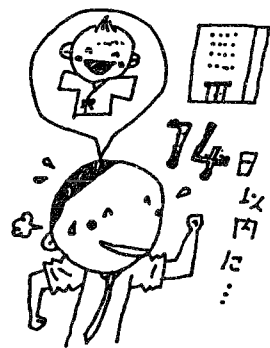
1人1人が被保険者

国保では、加入は世帯単位です。家族1人1人がみな被保険者ですが、1世帯に1枚の保険証が交付されます。同じ住居に住んで家計が一緒の人は同じ世帯となります。

住み込みの店員や使用人、お手伝いさんなどで、雇用主と同じ住居に生活しており、賃金の支払いがなく、生計を一つにしていると認められる場合は雇用主と同じ世帯となります。

また、賃金の支払いがあり、生計が別であると認められる場合はそれぞれ別の世帯となります。

(異動の届出は早目にしましょう)



	こんなどき14日以内に届出を	届出に必要なもの
加入するとき	他市町村から転入してきたとき	印かん
	職場の健康保険をやめたとき	印かん、職場の健康保険をやめた証明書
	子どもが生まれたとき	印かん、保険証、母子健康手帳
	生活保護をうけなくなったとき	印かん、保護廃止通知書
脱退するとき	他市町村へ転出するとき	印かん、保険証
	職場の健康保険に加入したとき	印かん、国保の保険証、健保の保険証
	生活保護をうけると	印かん、保険証、保護開始通知書
そのほかのとき	死亡したとき	印かん、保険証、死亡を証明するもの
	市町村内で住所が変わったとき	印かん、保険証
	世帯がわかれたり、いっしょになったとき	
	世帯主が変わったとき	
	保険証の内容を訂正するとき	印かん、保険証、在学証明書
修学や出稼ぎなどのためもう1枚の保険証が必要なとき		
保険証を紛失したとき	印かん	

国保に加入する日

- ①他市町村から転入してきた日
- ②職場の健康保険をやめた日の翌日
- ③子供が生まれた日
- ④生活保護をうけなくなった日

国保から脱退する日

- ①他市町村へ転出した日の翌日
- ②職場の健康保険に加入した日の翌日
- ③死亡した日の翌日
- ④生活保護をうけはじめた日

《注意したいこと》

◎加入の届け出がおくれた場合
国保に加入しなければならぬのに、届け出がおくられると、保険料をさかのぼったり、その間の医療費は全額自己負担となったりします。

◎やめる届け出がおくれた場合
国保の資格がなくなったのに届け出がおくれ、うっかり国保の保険証を使って診療をうける人がおられます。このようなときは国保で負担した医療費(かかった費用の7割または8割分)は、あとで返していただくことになりまのでご注意ください。

なお、わからないことがありましたら国民健康保険係へ連絡をください。(内線139番)

